

平成29年第6回せたな町議会臨時会

平成29年8月25日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 平成29年度せたな町一般会計補正予算（第3号）
- 6 議案第2号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第3号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 9 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 10 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 11 選挙第1号 せたな町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 細川伸男君 | 2番 | 神田和浩君 |
| 4番 | 本多浩君 | 5番 | 石原広務君 |
| 6番 | 榊田道廣君 | 7番 | 大湯圓郷君 |
| 8番 | 真柄克紀君 | 9番 | 平澤等君 |
| 10番 | 大野一男君 | 12番 | 菅原義幸君 |

○欠席議員（2名）

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 江上恭司君 | 11番 | 熊野主税君 |
|----|-------|-----|-------|

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	西村晋悟君

財 政 課 長	佐々木	正 則	君
町 民 児 童 課 長	吉 崎	照 人	君
農 務 課 長	佐 藤	英 美	君
建 設 水 道 課 長	丹 羽	優	君
総 務 課 長 補 佐	高 橋	純	君
財 政 課 長 補 佐	神 田	昌	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	松 本	健 裕	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	平 田	大 輔	君
財 政 課 主 幹	黒 澤	美 知 子	君
農 務 課 主 幹	河 原	泰 平	君
商 工 労 働 観 光 係 長	松 原	孝 樹	君
財 政 係 長	井 村	裕 行	君
農 務 係 長	長 内	解 人	君

《大成総合支所》

支 所 長	佐 野	英 也	君
-------	-----	-----	---

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関	功 悦	君
-------	---	-----	---

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田	円 裕	君
教育委員会事務局長	杉 村	彰	君
教育委員会事務局長次長	沼 口	英 樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽	小 百 合	君
事 務 局 次 長	上 野	朋 広	君
事 務 局 総 務 係	原 田	翔 太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、こんにちは。

3番、江上恭司議員、11番、熊野主税議員から欠席の届出がありました。

ただ今の出席議員10名で定足数に達しておりますので、平成29年第6回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、6番榊田道廣議員、7番大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、7月21日から22日未明にかけての大雨による被害状況について報告いたします。詳細はお手元の資料になりますが7月21日から22日未明にかけて発達した低気圧の影響によりまして、短時間で68ミリの大雨を記録し記載のとおり被害が

発生したものであります。まず④の農業被害については、農業用施設で擁壁崩壊1カ所、営農施設、バンクリーナーなどの破損2件で合計235万円の被害額となっております。⑤の土木被害では、町道の35路線において、路盤流出などにより1,550万円の被害額となっております。⑧の衛生被害では、北檜山区簡易水道施設の設備故障など2件で270万円の被害額であります。⑬のその他では、北檜山区愛知地区で80戸において停電が発生いたしました。被害総額は2,055万円となったものでございます。なお一部の被害に関わる復旧経費につきましては、本臨時会の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2,290万1,000円を追加し、総額を91億5,987万5,000円とするものであります。その主な内容ですが、観光協会補助金、あわび山荘の客室等畳表替修繕の追加のほか、7月21日から22日にかけての大雨により被害を受けた、町道の復旧修繕などについて補正をお願いするものでございます。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案5ページでございます。最初に歳出について説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費50万円は、特産品開発等講師謝礼38万円のほか、資料作成などのため消耗品費12万円の追加をお願いするものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費270万円は、簡易水道事業特別会計繰出金の追加をお願いするものであります。水道施設の災害復旧費に充当でございます。6款農林水産費、1目農業費、3目農業振興費360万4,000円は、農業チャレンジ等支援事業補助金348万2,000円、中山間地域等直接支払交付金12万2,000円をお願いするものであります。

次に6ページでございます。7款1項ともに商工費、2目観光振興費523万5,000円は、観光協会補助金の追加をお願いするものでございます。内容につきましては7月21日開催の議員懇談会で説明されておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。次に、3目観光施設管理費27万円は、公園管理用芝刈機の修繕料をお願いするものでございます。4目国民宿舎あわび山荘管理費では、修繕料165万5,000円の追加をお願いするもので、畳の

表替えでございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費34万4,000円につきましては、瀬棚小学校屋内消火栓予備水槽取りかえ修繕でございます、消防署の防火査察におきまして指摘がございまして、早急な修繕を必要といたしますので、補正をお願いするものでございます。14款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費60万円は、農地農業用施設小災害復旧事業補助金でございます、7月16日及び22日の大雨により被害を受けました、狩場利別土地改良区の農業施設の災害復旧に対する補助金でございます。その内容でございますが、愛知地区のコンクリート製トラフ延長9.5メートル。二俣地区の用水路延長6メートル。濁川地区の用水路延長10メートルの復旧でございます。

次に7ページでございます。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費、799万3,000円の追加につきましては、7月21日から22日にかけての大雨により、被害を受けました町道の災害復旧費でございます、修繕料を739万3,000円、原材料60万円をお願いするものでございます。その内容でございますが、先ほど町長が行いました行政報告のとおりでございます。

次に、歳入について説明をいたします。ページ戻りまして4ページでございます。14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金では、中山間地域等直接支払交付金9万2,000円の追加でございます。17款繰入金、1項基金繰入金、3目産業振興基金繰入金1,065万2,000円の追加につきましては、農業チャレンジ等支援事業補助金への充当でございます。18款、1項、1目ともに繰越金につきましては、1,215万7,000円の追加で、前年度の繰越金でございます。以上、説明をいたしました内容によりまして一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第2号、平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に43万5,000円を追加し、総額を16億7,466万3,000円とするものであります。その内容ですが12ページをご覧ください。12ページ歳出では、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費において国庫補助金等精算返還金をお願いするものでございます。この財源といたしまして歳入において、10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金を追加し、収支同額としております。説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は、提案理由の説明でご理解をいただけるものと思います。内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第3号、平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に270万円を追加し、総額を3億8,092万円とするものであります。その内容ですが16ページをご覧ください。最初に歳出でございます。7月21日から22日にかけての大雨や落雷により被害を受けた水道施設の復旧のため、4款災害復旧費、1項災害復旧費、1目水道施設災害復旧費において修繕料220万円、重機等借上料50万円をお願いするものでございます。なお、施設につきましては徳島浄水場及び若松貯水施設でございます。この財源といたしまして歳入において、1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、一般会

計繰入金を追加し収支同額としております。

説明は以上であります。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第4号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてであります。北海道市町村総合事務組合の構成団体について、平成29年6月1日付けの西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付けの江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、規約別表第1及び別表第2の変更について、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長から説明いたさせます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてご説明いたします。19ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。内容については名称の変更でございます。表の右側、変更前では別表第1、檜山振興局（11の項中）、下線部に当たります。江差町ほか2町学校給食組合を、変更後では、江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表、胆振総合振興局管内（12の項中）、西胆振消防組合を西胆振行政事務

組合に改めるものでございます。

次に変更前でございます。別表第2の1から7の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、次に20ページでございます。同表の第9項中、江差町ほか2町学校給食組合を変更後では、江差町・上ノ国学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合にそれぞれ改めるものでございます。なお附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明は終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の協議についてであります。北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について、平成29年6月1日付けの西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付けの江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、規約別表の変更について組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の協議につ

いてご説明いたします。23ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。表の右側、変更前では別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、区分、檜山管内の項中、下線部、江差町ほか2町学校給食組合を、変更後では、江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、同表、胆振管内の項中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部の変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部の変更する規約の協議についてであります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体について、平成29年6月1日付けの西胆振消防組合が処理する事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付けの江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、規約別表第1変更について組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて、内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原進君) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約の協議についてご説明いたします。27ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

内容につきましては名称の変更でございます。表の右側、変更前では別表第1中下線部、西胆振消防組合を、変更後では西胆振消防行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を、江差町・上ノ国町学校給食組合にそれぞれ改めるものでございます。なお、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 選挙第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、選挙第1号、せたな町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。本件については、現在の選挙管理委員会委員及び同補充員8名の任期満了日が9月4日となっておりますことから、地方自治法第182条第1項の定めにより、選挙管理委員4名と同条第2項の定めにより同補充員4名を本会議において選挙しなければならない規定となっており、本選挙を行うものであります。選挙管理委員会委員及び同補充員の資格者は選挙権を有する者で、人格が高潔であり、政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者のうちから選挙することになっており、任期は4年であります。

皆さんに、お諮りいたします。

選挙管理委員会委員4名の選挙方法は、議長の指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議長の指名推選と決定いたしました。

それでは、指名推選いたします。瀬棚区本町、大坪観誠さん、北檜山区北檜山、原享子さん、大成区都、石橋満さん、北檜山区豊岡、江上弘美さん、以上の4名の方々を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議長の指名に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、瀬棚区本町、大坪観誠さん、北檜山区北檜山、原享子さん、大成区都、石橋満さん、北檜山区豊岡、江上弘美さん、以上の4名の方々がせたな町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、せたな町選挙管理委員会委員補充員4名の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法も議長の指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議長の指名推選と決定いたしました。

議長から順位を考慮し、指名推選いたします。第1順位、瀬棚区本町、佐藤千鶴子さん、第2順位、北檜山区北檜山、大串忠信さん、第3順位、北檜山区北檜山、小山いずみさん、第4順位、大成区都、近藤博司さん、以上4名の方々を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議長の指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、第1順位、瀬棚区本町、佐藤千鶴子さん、第2順位、北檜山区北檜山、大串忠信さん、第3順位、北檜山区北檜山、小山いずみさん、第4順位、大成区都、近藤博司さん、以上4名の方々が、せたな町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で、本臨時会に附議された案件の審議は終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) これをもって、平成29年第4回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 2時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1月17日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷